

医療・福祉問題研究会会報

NO.142
2019.2.14

医療・福祉問題研究会例会 第134回研究例会

日 時：2019年3月2日（土）午後3時～5時

テーマ：「人類の希望の地 南アフリカ

ーネルソン・マンデラと非暴力・人権・虹の国」

報告者：井上英夫さん（金沢大学名誉教授、佛教大学客員教授）

会 場：石川県社会福祉会館4階 中ホール（金沢市本多町3丁目1-10）

※ 午後1時から同会場で運営委員会を行います。

2018年11月、南アフリカ共和国のケープタウンに行き、ロbben島（ハンセン病患者、軍・民の犯罪者、政治犯、そしてネルソン・マンデラさんが収監されていた隔離の島）、喜望峰、ダーバン、ヨハネスブルグを訪問しました。

「ネルソン・マンデラに会いたい」長年の希望でしたが、マンデラさんが2013年に95歳で亡くなってから5年を経てようやくこの地に立てました。マンデラ広場は、まさに全人種、民族融合「虹の国」の象徴となっています。

今回の珍道中では、マンデラさんの偉大さと、南アフリカのみなさんに如何に愛されているかが納得でき、ダーバンではハンセン病の患者さん宅にも訪問できました。今回の例会では、この旅のお話をしたいと思います。参加費無料、申込も不要です。多くの方のご参加をお待ちしています。

第135回例会予告

日 時： 5月11日（土）午後3時～5時

会 場： 金沢市松ヶ枝福祉館生きがい活動室（1F）

報告者： 田中純一さん（北陸学院大学）

テーマ： 自然災害について（仮）

『医療・福祉と人権—地域からの発信』出版記念シンポジウム

2018年12月23日、ホテル金沢にて第133回研究例会を開催しました。今回は、当会の30周年を記念して発行した書籍『医療・福祉と人権—地域からの発信』の発刊記念シンポジウムとして、鈴木静さん（愛媛大学）、村田隆史さん（青森県立保健大学）、井口克郎さん（神戸大学）、工藤浩司さん（石川県保険医協会）の四人にパネリストとして登壇頂き、県内外から51人が参加しました。

前半では各パネリストからテーマ毎の報告を、後半にはフロアディスカッションを行いました。それぞれの報告内容については『医療・福祉と人権—地域からの発信』の中で執筆されている内容と重複しますので本紙では割愛します。ぜひ書籍をご一読ください。

ディスカッションではパネリスト報告をふまえて、人権としての社会保障のあり方や、その考え方が何故進まないのか、など盛んに意見交換が行われました。

シンポジウム終了後には、当会結成30周年レセプションを開催。42人が参加し、珠洲調査をはじめとした研究会30年の活動を写真や映像で振り返るとともに、遠方から参加いただいた会員を中心に研究会との思い出を語っていただきました。全国各地の会員とともに築き上げてきた研究会の歴史を感じるひとときとなりました。（文責：大田）

書籍『医療・福祉と人権—地域からの発信』のご案内

当会結成30周年を記念した書籍『医療・福祉と人権—地域からの発信』が完成しました！これまでの『医療・福祉研究』から、特に「地域における医療・福祉と人権」に関わる研究・論考を中心に14篇を修正して再録。加えて上記シンポジウムのパネリスト4人を含めた8人からの書き下ろし原稿も掲載しています。単なる記念本に留まらない充実の1冊となっています。購入希望の方は、大田健志さん（連絡先は以下）までお知らせ下さい。

※『医療・福祉研究』と異なり、会員への無料送付はありません。

『医療・福祉と人権—地域からの発信』

旬報社/A5判 399ページ/本体6,000円
+税/2018年12月25日初版発行

→研究会会員の方には特価3,500円（税、送料込み）で販売します。

注文先アドレス：ihmk1986@gmail.com



「アメリカにおけるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセスと低所得者へのケア」

村上慎司（金沢大学人間社会研究域経済学経営学系／人間社会学域
地域創造学類福祉マネジメントコース 社会保障論研究室 講師）

本稿は、2018年12月16日に開催された特別例会「アメリカにおけるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセスと低所得者へのケア——価値観・宗教・国民の間にある神話の影響」について報告する。講演者であるノースカロライナ大学のティーン・ハリス氏はヘルスケアの法と倫理を専門としている。今回のハリス氏の講演は、（1）アメリカの法・ヘルスケア・社会に関する背景となる文脈、（2）アメリカにおける低所得者へのケアのアクセス問題、（3）アメリカにおけるリプロダクティブヘルス（生殖に関する健康）サービスへのアクセス問題の3つのトピックスから成り立っていた。

（1）について、アメリカの合衆国憲法は、ヘルスケアに対する権利は規定していない。また、アメリカは、法的拘束力のある人権履行義務を課す国際条約に一般的に批准していない。さらに、アメリカのヘルスケアシステムの財政と適用範囲は非常に断片的であり、医療保険は雇用関連と密接に関わり、企業独自は保健医療計画を運営している。そのため、包括的な医療改革が頓挫するという。

こうしたアメリカのヘルスケアシステムに影響を与える次のような神話（事実に反することがあたかも本当のこととして思われること）があるという。すなわち、①「成功者は自力で出世した人である」、②「政府からの援助を受ける人は怠惰な受け手である」、③「アメリカは、成功の機会を与える土地であり、社会階層の上昇を促進する」、④「アメリカは世界で一番優れたヘルスケアシステムをもっている」というものである。しかしながら、これらは事実とは異なっているという。

（2）について、アメリカでは金銭的または人種上の問題から、ケアへのアクセスが阻害されている。その他にも医療アクセスを妨げる要因として、かかりつけ医の不足、交通に関する社会基盤の不整備、英語の読み書き能力の不十分さなどがある。こうした要因は、とりわけ不法滞在者の深刻なケアのアクセス阻害問題を生み出している。

（3）について、リプロダクティブヘルスサービスを阻害する要因の一つとして、宗教団体がアメリカの政治や法律に対して影響力を行使することが挙げられる。トランプ政権は二人の保守派の最高裁判事を任命した。このことは、特定の宗教的価値観から中絶反対派である保守的判事の影響力が強まり、女性のリプロダクティブヘルスサービスへのアクセスを減退させつつある。さらに、アメリカ政府は、雇用者による避妊薬給付の削減を許容しているという。

以上のように、トランプ政権下のアメリカ政府は、低所得者のケアとリプロダクティブヘルスへのアクセスを削減するような多くの手順を踏んできている。これらの手順は科学的根拠や事実に基づかないイデオロギー・政治・神話による意思決定の事例であって、現在のアメリカは真実という基礎概念を攻撃する「代替的事実」に基づいた「ポスト真実」の世界の只中にあると結論づける。

質疑応答では、中絶ピルをめぐる実際的な問題から社会保障法や政治的リベラリズムに関する理論的な議論まであり、非常に活況であった。最後に、講演者のハリス氏、通訳を担った立命館大学の松田亮三氏、コーディネーター役の金沢大学の棟居徳子氏、そして、会場の参加者に感謝したい。

会員報告

「社会保障の明日を考えるシンポジウム」に参加して

道見 藤治

標記のシンポジウムが2018年10月7日(日)午後、金沢市松ヶ枝福祉館にて約100名の参加で開催されました。主催は石川県社会保障推進協議会で、後援団体として、きょうされん石川支部をはじめ、4つの団体が名を連ねました。

社会保障における様々な分野からシンポジストを招き、講演とまとめ作業は横山壽一佛教大学教授に担ってもらいました。この催しの狙いは各分野から現状を明らかにして、問題点をあげ、意見交換をして、社会保障における目指すべき方向性を見だし、文字通りの「明日を考えるシンポジウム」にすることです。

折しも第4次安倍改造内閣がスタートしたところです。そこに打ち出されたのは「全世代型の社会保障改革」であり、厳しい給付の抑制と保険料等徴収の増加です。厚労相とは別に「全世代型社会保障改革担当相」を茂木経済再生担当相に兼任させ、首相官邸主導で3年間での社会保障の改革を狙っています。社会保障にまで「生産性」の向上を求めることに違和感を覚えます。

この日のプログラムは横山先生からの基調講演の後、生活保護、医療問題、介護問題、子ども子育て、障がい、年金制度の6分野よりシンポジストの発言があり、その後、指定発言、フロア発言に多くの時間を費やし、最後に横山先生からのまとめがありました。

この国の社会保障は後退していると言わざるを得ません。貧困と格差が拡大し、国民の生活が圧迫されています。若いうちは子育て、医療を含む健康や親の介護の問題、あるいは障がいの問題、老いては自分の介護や年金の問題があり、それらをシンポジストや後の発言者たちは、切々とあるいは怒りを込めて、しっかりと訴えていました。それらについてここで繰り返しません、そこに見られることは人権が踏みにじられていること、憲法13条や25条に違反していることです。

このような状況にたいして、横山先生は、人権としての社会保障を実現する財政の確立をめざすことが重要であると述べられました。かつて富裕層や大企業への税率が高かったが、その割合がどんどん減らされています。さらに安倍政権のもとで防衛費が増加し、社会保障が切り詰められようとしています。こうした税金の集め方や使い道を変えて、富裕層や大企業への課税を強化し、税金の使い道を社会保障へより多く投入することが必要であると強調されました。また、財政には特定の歳入と特定の歳出を結び付けてはならない原則があり、その点から社会保障には財源がないという主張はおかしいとも話されました。

そして、どの年齢においても、健康で文化的な生活を保障することです。それは憲法で保障され、人権問題であることを主張し、いろんな分野の方々と幅広く連携しながら、私

たちの生活を守っていかねばならないと思いました。

会員報告

生活保護基準引き下げ違憲訴訟 第15回口頭弁論 傍聴報告

2018年12月6日（木）、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第15回口頭弁論が行われました。今回は、原告側の木村弘弁護士より、生活扶助相当CPIにAV機器の価格変動が強く反映されている問題について要約陳述がなされました。

今回は、これまでの公判でも述べられてきましたが、比較年におけるテレビやカメラ等のAV機器の購入数増加が指数に影響している点についての主張です。生活保護受給世帯の消費行動とは合致しないことを改めて指摘しました。通常の商品価格の計算時、上記のようなAV機器は技術革新、企業戦略等により売れ筋や価格がめまぐるしく変動します。このような場合に「品質調整¹」が行われますが、これは生活保護世帯の消費行動とは明らかにあっていません。また、このほかにも社会生活調査を参考としていないことなど、生活保護世帯の実態を鑑みない恣意的な指標・指数の使い方を指摘し、改めて裁量の逸脱であると主張しました。次回の期日は3月7日（木）です。名古屋では先駆けて判決への流れが出てきています。石川でも、生活保護基準引き下げを私たち一人ひとりの問題として、みんなで声を上げていき盛り上げましょう。（文責：大田）

¹ 消費者物価指数は純粋な価格の変動を測定することを目的としていることから、同一の商品の価格を継続して追跡することを原則としています。しかしながら、企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応した調査銘柄の見直しを適時適切に行うことも必要です。このとき、新旧の商品の間にある機能・特性などの品質やパッケージ容量の違いによって生じる価格差が、指数に入り込まないようにする必要があります。つまり、旧商品と新商品の品質の差異を定量的に評価し、消費者物価指数に反映させており、これを品質調整と呼んでいます。（総務省統計局「2015年基準消費者物価指数の解説」より引用）

<今後の裁判についてのご案内>

- ・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」
第16回口頭弁論
3月7日（木）13時30分
- ・「年金引き下げ違憲訴訟」
第11回口頭弁論
5月17日（金）13時10分

ご都合のつく方は、金沢地方裁判所にぜひ裁判傍聴にお越しください。
多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！

